

平成22年度 第6回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成23年1月28日（金） 10時00分～11時30分
2. 場 所：総務省 11階 11階会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についてのとりまとめについて
 - (2) 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果について
 - (3) 政治資金監査に関するQ&Aについて
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1-1 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についてのとりまとめについて
- 資料1-2 登録政治資金監査人の登録及び研修状況（たたき台）
- 資料1-3 政治資金監査に関する具体的な指針（たたき台）
- 資料1-4 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針（たたき台）
- 資料2 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果【都道府県選挙管理委員会分】
- 資料3 政治資金監査に関するQ&A
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料5 平成22年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケートの結果
- 資料A 政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項についてのとりまとめ(未定稿)
- 資料B-1 平成21年分収支報告書に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する補

足調査結果【都道府県選挙管理委員会分】

資料B-2 平成21年分収支報告書に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する補
足調査結果【都道府県選挙管理委員会分】(詳細)

資料B-3 調査表

資料C 平成23年度政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施について
(案)

(本文)

【上田委員長】 ただいまから平成22年度第6回政治資金適正化委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、平成22年度第4回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第4回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成22年度第5回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についてのとりまとめ」についての説明を事務局にお願いします。

参事官、お願いします。

【村手参事官】 それでは、資料の御説明をさせていただきます。

資料1-1から資料1-4が公表資料、資料Aについては委員限り資料ということで用意をさせていただいております。資料1-1から御覧いただきたいと思っております。

「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についてのとりまとめについて」ということで表題をつけたペーパーでございます。第1期の委員の任期が本年3月末まででございますので、これまで当委員会において取り組んでいただいた検討状況、今後の方向

性について総括的にとりまとめを行い、今後の委員会の検討に資するとともに、国民に明らかにするというを示していただきました。当委員会の取組といたしまして「登録政治資金監査人の登録及び研修状況」、また「政治資金監査に関する具体的な指針」、「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針」、いわゆる少額指針でございますが、及び「政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項」について、これまでの取組や今後の方向性をとりまとめることとするとさせていただきます。

構成案として3つ目の○のところは1、2、3、4と示させていただきます。登録及び研修状況、監査マニュアル、少額指針について1、2、3、それぞれこれまでの取組と今後の方向性、そして4として政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項の現在の取扱い、検討すべき事項、検討の方向性といった形で構成をさせていただきます。

今回、資料1-2、1-3、1-4で、この1、2、3の項目について公表資料として用意させていただきます。

資料1-2を御覧いただきたいと思っております。登録政治資金監査人の登録及び研修状況のたたき台ということでございます。

まず、これまでの取組のところでございますが、(1)登録ということでございます。○1つ目は法律上のことを書いてございます。2つ目の○でございますが、当委員会では22年1月から本格化する政治資金監査の実施に必要な監査人の早期確保に向け、20年9月から名簿の登録申請の受付を開始いたしてございます。それ以来、積極的な周知・広報を行って、4つ目の○でございますが、昨年末現在で3,834人の登録を得て、全都道府県域にわたり登録がなされている状況でございます。

(2)の研修の実施ということでございます。1つ目の○が法律の規定でございます。2つ目の○が研修の実施に当たって、実施要領、実施細則を定めて、それに基づき行っているということでございます。3つ目の○でございますが、20年12月から研修受講者を一堂に会して実施する集合研修方式を開始いたしまして、以降、23年3月までの間に全国各地で延べ54回実施してまいりました。また、22年4月からは、受講者側の利便性も考慮いたしまして、個別研修を実施いたしております。次の○ですけれども、その結果、登録者数3,834人のうち、96.9%の3,717人が研修修了という形になっております。

(3)でございます。フォローアップ説明会の開催ということでございます。本格的な政治資金監査が実施された直後の平成22年度からは一層の円滑な監査の実施、定着化を図るために、研修を修了いたしました監査人に対して任意で受講できるフォローアップ説明会を開催いたしております。22年度におきまして10回にわたり説明会を開催し、966人の参加をみたところでございます。予想以上の反響があったということを書いてございます。

今後の方向性というところでございますが、(1)に登録政治資金監査人の安定的な確保等という項目をつくってございます。21年における国会議員関係政治団体の数は3,445ということでございます。登録政治資金監査人の登録者数が上回っている状況にあり、当面の登録者数は確保されていると思われると書いてございます。

3ページにわたりまして「しかしながら」として、例えば昨年未現在で都道府県別の登録状況を見ますと、地域の偏在が見られるということもございます。国会議員関係政治団体側からすると、一層の利便性の向上が求められる状況にあるということでございます。

さらに、19年の改正法附則において、国会議員関係政治団体に係る収支報告の特例制度の実施後3年を目途として、「新法の施行状況を勘案して、特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されておりますので、こうした状況を鑑みれば、監査人の新規登録は22年1月の頃を境に一定の落ち着きをみせているものの、引き続き関係士業団体の御協力も得ながら、登録政治資金監査人の新規登録及び研修の着実な実施に努めていくことが適当であるとさせていただいております。

(2)でございますが、フォローアップ説明会による政治資金監査の適正性の確保の促進ということで項を出しております。

1つ目の○でございますけれども、登録政治資金監査人に対しては法定研修を行ってございますが、実際に政治資金監査を実施していく中で、当初想定していなかった問題点も明らかになってきております。委員会ではこうした問題点に対応するために、委員会の見解を表明していただいたり、Q&Aを公開したり、またマニュアルの改定を行っているところでございまして、こうしたことの周知を図っていく必要がある。

2つ目の○でございますが、一方、登録政治資金監査人にとってみてみれば、この監査というのは主たる業務としては行っていない場合がほとんどと考えられるということで、当初の一度きりの研修だけでは修得内容に限りがある。また、ややもすれば時の経過とと

もにノウハウが劣化しかねないということから、定期的なフォローアップが必要と考えられる。実際、監査人からもフォローアップをしてほしいという声もあるということを書いてございます。

次のページでございますが、実際に作成・提出された政治資金監査報告書を調査してみると、なかなかマニュアルの趣旨が徹底されていないような記述がされているものも散見されるということで、こうした事例を参考としながら、より精度の高い報告書の作成につなげていく必要があるということで、「これらのことから」として、当委員会としては22年度から実施しているフォローアップ説明会を今後とも継続的に実施していくことが適当であるとしてございます。

そして、この実施に当たっては、関係士業団体と連携を図るとともに、ニーズに応じたものとすべきということで、内容につきましては監査の実施状況を把握しつつ、より適正な実施に資するように、今申し上げたような視点を踏まえつつ、常に工夫を凝らし改善を図るべきとしてございます。また、開催時期・回数・場所についても、できるだけ多くの参加が得られるよう配慮すべきとさせていただいております。

5 ページ目は計数的な資料を参考につけさせていただいております。

次に資料1－3のマニュアルでございます。

これまでの取組でございますが、(1) 政治資金監査マニュアルの策定ということでございます。1 番目が法律の規定を書いてございます。2 番目が、定期分については平成21年以降の年に係る収支報告書に、解散分については21年1月以降の解散に係る収支報告書に政治資金監査を受ける義務が適用されたことから、早期に具体的指針を定めることが必要ということでございました。

そのため、当委員会では20年4月の発足以来、精力的に検討作業を進めていただいて、半年後の10月に政治資金監査に関する具体的指針を定めていただいたということでございます。

次に、そのマニュアルにおきましては、実務的な手順や方法を示すだけではなくて、監査人が了知しておくべき事項といたしまして、監査の目的、また監査人、国会議員関係政治団体の項目をそれぞれ章立てして盛り込んでおります。

第i章の目的の項では、まずは寄って立つ基本的性格を4項目示して、とりまとめたいただきました。1番として外部性を有する第三者が行うものであること、2番目に職業的専門家が行うものであること、また3番目として会計事務に対して外形的・定型的に行う

ものであること、4番目といたしまして当事者間の相互信頼に基づくものであることとございます。特に第1番目の項目では、国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度であること、第3の項目では、使途の妥当性を評価するものではないけれども、その適正さを確保するため、国会議員関係政治団体の主たる事務所で関係書類の現物を確認することとさせていただいております。

次の○でございますが、マニュアルについての性格付けですけれども、具体的指針を示すとともに、政治資金監査人の行う質の確保と監査業務の一般化・標準化を図るものとして位置付けております。

第ii章の登録政治資金監査人の項では、法令上の業務制限に該当しない場合であっても、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について、自ら監査を行うことになる場合は適当でないとしていただいております。

2番目の○でございますが、会計責任者の職務について、収支報告書や会計帳簿等の関係書類の作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務は会計責任者が負うものであって、登録政治資金監査人が負うものではないことを明らかにしていただいております。

第iii章の国会議員関係政治団体の章では、年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の監査について、法令上の取扱いが明確でなかった点を明確化していただいております。

第iv章、政治資金監査の項では、一般的監査指針と個別監査指針に分け、一般監査指針では一般的な留意事項を示すとともに、調査方法の原則を示していただいております。すべての支出についての全数調査を、主たる事務所で現物を確認する方法で実施するということとございます。また、契約の締結や事前準備について、監査対象年の開始前、年の途中であっても行うことができるということを示していただいております。

また、次の個別監査指針では、特に、職業的専門家によるものであるという基本的性格を踏まえて、地方公共団体による包括外部監査の手続を参考にして、政治資金監査を「書面監査」と「ヒアリング」に分けた重層的な構造としていただいて、「ヒアリング」を監査人から会計責任者に対する最終的な確認の手続として位置づけていただきました。

書面監査については、規正法に定める監査事項について、政治資金監査を行うに当たったの具体的指針を手順に従って明らかにすることとございます。

1号監査事項では、保存対象一覧表の作成を求め現物と突合し、確認対象となる書類は

監査対象年のものであることを示していただきました。

2号監査事項では、会計帳簿における支出の状況の具体的な確認方法を明らかにしております。

次の○でございますが、ヒアリングについては、ヒアリング事項を明確に示すことによって登録政治資金監査人の責任の範囲を明確化した上で、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであることとしております。また、ヒアリング事項の中で、特に、政治資金監査を行った現場の事務所が当該団体の活動以外にも使用されている場合の経常経費、他の政治団体に対する支出、花輪、供花、香典、祝儀等の支出については、収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を踏み込んで確認することとしていただいております。

次に第v章、政治資金監査報告書についてでございますけれども、これにつきましては監査の概要、監査の結果、業務制限という3つの項目に分けて、簡潔明瞭に記載することにしていただきました。なお、この旨は、総務省令で定められることになりました。

監査の概要、結果、業務制限においては、マニュアルに書いてある内容を次の3つの○に示してございます。

また、第vi章、政治資金監査実施要領でございますけれども、現場対応マニュアルとして、契約の締結に当たっての留意事項ですとか、ヒアリングに当たっての留意事項を示させていただきます。

こうした形で平成20年10月に策定していただいたところでございます。

5ページ目の(2)でございますが、政治資金監査マニュアルの改定ということでございます。定期分として初めての政治資金監査が昨年1月から始まりまして、昨年の5月末までに所管庁に収支報告書が提出されたということでございます。

そこで当委員会では、政治資金監査人の方々にそれを踏まえた状況を教えてほしいということでアンケートを実施いたしました。その結果や政治資金監査人の御意見を踏まえて検討を重ねた結果、より円滑な監査の実施に資するため、政治資金監査マニュアルの改善を行うこととし、同年9月にマニュアルを改定したところでございます。

マニュアルの改定に当たりましては、具体的な指針と要領との2部構成になっておりましたのを、一覧性に乏しく内容がわかりにくいとの声が強かったことから、これを一体化して章立てを再構成いたしました。また、Q&Aとか、委員会の見解につきましてもマニュアルに盛り込み、記載の充実を図ったところでございます。

また、次の○でございますけれども、支出の状況の確認について、監査人から寄せられた意見を基に、支出の状況の確認に活用できる書類を拡充しました。具体的には、領収書等と一体として保存され、示された請求書等の関係書類も確認に活用できることとし、また支出を受けた者の住所について、会計帳簿に別添の書類に記載されている旨の記載があった場合には、当該別添の書類に記載された住所を確認できることにさせていただきました。

今後の方向性といたしまして、マニュアルにつきましては運用状況を慎重に見極めながら、その手続が実際の運用にそぐわない場合などには、マニュアルに定めた基本的性格を十分に踏まえた検討を行って、必要に応じマニュアルの見直しを図り、改善を加えていくことが必要とさせていただいた上で、今後も監査制度の運用状況や寄せられた意見を基に、基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に政治資金監査が実施され、収支報告の適正と透明性の向上が図られるよう必要な見直しを行っていくことが適当とさせていただいております。

次に、資料1-4の少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針でございます。

これまでの取組でございますが、1つ目の○、2つ目の○に法律の規定を書いております。3つ目の○で「当委員会では」ということで、慎重に検討を重ねてきてということで、以下の①、②、③、④の点について慎重に検討を重ねてきたことを記述し、平成22年3月に具体的な指針を策定したとさせていただいております。

①が「権利の濫用」と「公の秩序若しくは善良の風俗に反する」には意義の違いがあるのか、両者を分けて検討する必要があるのか。

②他法令における用例、事例について参考となる事例がないのか。

また、③情報公開制度と少額領収書等の写しの開示制度では請求手続や、開示の対象となる書類にどのような差異があるのか。

④情報公開法や都道府県の条例に基づく情報公開制度における「権利の濫用」の解釈、運用の基準について調査して、情報公開制度において権利の濫用と認める場合は、少額領収書の写しの開示制度においても、なお権利の濫用と認められるかどうか。

こうした観点で慎重に検討していただいておりますので記述させていただきます。

次の4つ目の○でございますけれども、その結果ということで、このような形で具体的な指針を定めていただきました。太字のところでございますが、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関又は国会議員関係政治団体の業務への支障並びに国民一般の被

る不利益を勘案し、当該開示請求が規正法で設けられた少額領収書等の写しの開示制度の本来の目的を著しく逸脱し、社会通念上妥当と認める範囲を超える場合として、具体的には目的が以下の①から③に掲げることにあると明らかに認められる場合であるといいたしました。

次の○で、また、その目的の確認については、運用に当たって実効性の観点から開示請求者に確認する運用をさせていただくことにさせていただいております。

今後の方向性といしまして、昨年11月末までに、総務省及び都道府県選管から21年分の収支報告書の要旨が公表され、写しの開示制度が始まったところでございますが、今後、制度の運用状況を踏まえて、開示請求の目的が上記以外のものである場合について、権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものかどうかについて、必要に応じて検討を行っていくことが適当とさせていただいております。

以上が公表資料として今日用意させていただいているものでございます。

次に委員限り資料で、資料Aについて御説明をさせていただきます。一応これは公表を想定した形態でとりまとめさせていただいております。1ページから12ページまでは、今申し上げた登録政治資金監査人の登録及び研修状況、また政治資金監査マニュアル、少額指針についての項目でございますが、内容には変わりございません。13ページ以下が先回の委員会で御議論いただいた重要事項の項目でございます。

13ページ、(1)「領収書等」の必要記載事項の項でございますが、これについては書きぶりについて整理したのみでございますが、内容については変わってございません。

15ページの上から4つ目のパラグラフ、「一方で」のところでございますが、この部分についてわかりにくいというお声もございましたので、ちょっと書きぶりを変えてございます。「税法における証拠書類が事業者において保存しておくべき書類であるのに対し、政治資金規正法における領収書等は、政治団体において保存しておくだけにとどまらず、政治団体がその写しを所管庁に収支報告書と併せて又は少額領収書等の写しの提出命令に応じて提出し、所管庁が、その提出された写しを保存し、情報公開請求や少額領収書等の写しの開示請求に応じて公開することが必要となるものである。」というふうに正確に記しております。

16ページから19ページには条文を掲げてございます。これについては最終的には削除して公表するかなと考えております。

20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ペ

ージ、27ページ、28ページについては、前回御議論いただいた内容と変わっておりません。これについては結論といたしまして、会計帳簿や収支報告書の記載を、現金支出以外の支出と現金支出を分けて記載するような様式を検討したらどうかという内容になってございます。

29ページをお願いいたします。会計帳簿への相手方住所の記載の項ですが、この項の30ページの会計帳簿への住所等の記載の省略についてのところでございます。これは前回、4つの案を示させていただいておりましたけれども、今回、とりまとめに向けて、この間の御議論を踏まえて記述を変えさせていただきました。

まず、規正法において、会計責任者に対して会計帳簿の備付け及び必要事項の記載が義務付けられている趣旨は、支出の実在性を担保することにあると考えられる。また、特に、一定金額以上の一定の経費に係る支出については、収支報告書においても住所記載が義務付けられており、この支出に係る会計帳簿への住所記載については、収支報告書で報告すべき情報の基となっていると考えられるということで、まず、(i) 収支報告書で住所等を報告すべき支出についてはということで、会計責任者が異動した場合に、支出の相手方の住所等を書面として残していないと収支報告書の記載が困難になることがございます。また、会計責任者としても収支報告書を作成する段で住所等の把握はいずれにしても必要になる。報告書に住所等を記載し、説明責任を負うことになるということも考えると、収支報告の適正を担保する観点から、住所等の記載された書面が政治団体において保存されていることが適当であろうと考えられるとしてございます。

ただし、その住所等が会計帳簿に記載されていないか否かは議論があるところであり、支出の相手方から徴取した保存義務が課せられる領収書等に住所等が記載されている場合、会計帳簿の住所等の記載と同等以上の実在性の担保になると考えられることから、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないとも考えられるというふうにさせていただいて、「したがって」ということで、「収支報告書に支出の相手方の住所等の記載が義務づけられている、通常の政治団体であれば5万円以上の政治活動費、資金管理団体であれば人件費を除く5万円以上の支出、国会議員関係政治団体であれば、人件費を除く1万円を超える支出については、領収書等に住所等の記載がある場合、会計帳簿への住所等の記載の省略を認める方向で検討していくことが適当」というふうにさせていただきました。

(ii) でございますが、収支報告書で住所等を報告すべき支出以外の支出について記述

をさせていただいております。「一般的な会計経理の実務も踏まえ、その実在性の担保としてすべての支出について会計帳簿への住所等の記載を求めていることに対し、以下のような様々な意見が寄せられている」ということで、①といたしまして、「仮にその実在性の担保のために住所等を書面として残すことが必要としても、上記趣旨に鑑みれば、法律に基づいて徴取・保存がされている領収書等に住所等が記載されている場合は、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないのではないか」という議論がございます。

また、②でございますが、「住所等が記載されていない領収書等でも、国会議員関係政治団体の支出に係るものについては、登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿との突合が行われることから、開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所等の記載よりも支出の実在性の担保になるのではないか」という論もございます。

③「さらに進んで」ということで、「登録政治資金監査人による政治資金監査を受けない支出であっても、法律に基づいて領収書等の徴取・保存義務が課される支出については、住所等が記載されていなくても、支出の相手方から徴取した領収書等が保存されていれば開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所等の記載と同等以上の実在性の担保になり得るのではないか」という論もあると。

さらに④、また別の観点でございますが、「少額の支出についてまで、すべて住所把握を求めることは、必要以上の負担を課しているのではないか」。

こうしたいろいろな意見が寄せられているということで、今後、収支報告書で住所等を報告すべき支出以外の支出についてでございますが、「上記の意見に係る議論を深めつつ、収支報告書で住所等を報告すべき支出の取扱いや従来取扱いも踏まえながら、検討をしていくことが適当である。」とさせていただいております。

参考1といたしまして、今言ったところはちょっと複雑でわかりにくいので、支出の種類といたしまして表側に収支報告書での住所報告義務がある支出を（a）として、収支報告書で提出義務のない支出とに分けて、さらにその報告義務がない支出について、領収書等の徴取・保存義務があるものとないものに分け、さらに政治資金監査があるもの、ないものに分けた分類をさせていただいて、そして表頭に領収書等の保存がある場合に、相手方住所の記載がある場合、ない場合ということで、今申し上げた記述がどこの象限に当たるのかといったことを示させていただいております。

（i）のところは、収支報告書での住所報告義務がある支出で、相手方住所の記載がある場合はということでこの象限というように、例に沿った形で、（ii）①、（ii）②、（ii）

③、(ii) ④というふうにかきさせていただきました。

32ページに、それぞれの表側の(a)(b)(c)(d)の分類が各政治団体のどこの部分を指すのかというのを示したものを掲げております。

次に、(6)の収支報告書の訂正についてということでございます。前回の委員会で議論をしていただいて、見解を公表していただきましたので、そのことについてそれに沿った形で記述してございます。現在の取扱いということで、訂正については特段の定めがないということで書いてございます。

検討すべき事項といたしまして、政治資金監査が導入された趣旨に照らすと、収支報告書の訂正については以下のような点が指摘されているということで、見解に示していただいた2つの問題点を掲げております。

そして、検討の方向性といたしまして、当委員会では、多くの訂正事例が出てきたということ踏まえて、政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについて別添の見解を出したということで、別添の前の見解を添付させていただいております。この見解を踏まえた周知が行われているところであるということで、「政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されておらず、その取扱いが明確になっていない現状を踏まえ、今後、その取扱いを検討していくことが適当である。」というふうに最後させていただいております。

36ページ、37ページ、38ページ、39ページは前回と同じでございます。

40ページでございます。40ページの「また」以下のところでございます。「政治資金の収支の報告及び公開に関わるその他の重要事項として」ということで、前回、収入に関する政治資金監査、企業会計方式の導入を書きおたわけでございますが、さらに国会議員関係政治団体の収支報告書の連結及び提出先の一元化についてもここに記述させていただいたらどうだろうかということでございます。当該項目「についても指摘されているが、これらの点については、政治資金規正法における政治団体の収支の公開の基本的枠組みに関わる事項であり、政治活動の自由との関連等、まずは国会において議論されるべき課題と考えられる。」ということで整理をさせていただきました。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見がございましたら、御発言いただきたいと思っております。

今までの委員会での皆さんの御意見を集約してまとめていただいたということでございますけれども、この機会に何かつけ加えるところがありますか。

では、恐縮でございますが、牧之内委員、何かございますか。御感想で結構です。

【牧之内委員】 いろいろ苦勞してよくまとめていただきましたので、今日はもう静かにしておきます。

【上田委員長】 ほかの委員の方、よろしゅうございますか。

(「はい、結構です」の声あり)

【上田委員長】 では、次に、第2の議題の政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果についての説明を事務局にお願いします。

【村手参事官】 それでは、資料2、B-1、B-2、B-3のペーパーで御説明をさせていただきます。

まず最初はBの委員限り資料でございますが、B-3のペーパーを御覧いただきたいと思います。前回、総務大臣分の政治資金監査報告書の調査結果について御報告をさせていただきましたが、都道府県についても調査しようということで、12月にこのB-3の様式で各都道府県選管に照会をかけました。そして、B-2のような形で、各都道府県選管から回答が返ってきてございます。これについては、ここを御説明すると長くなりますので、後で御覧いただくとして、資料2、B-1という形でそれを取りまとめて、委員会資料で用意させていただきました。

資料2につきましては、公表用を念頭に置いた資料でございます。資料2を御説明させていただきます。

まず、全体概要といたしまして、平成21年分の収支報告書に併せて政治資金監査報告書の提出があった政治団体数は2,551ということでございまして、前回、御報告させていただきました総務大臣分852と合わせまして3,403の監査報告書が提出されたこととなります。その中で、記載例(1)で報告書の提出があった政治団体が2,325、(2)で提出があった団体が55、(3)で提出があった団体が169、複合した形で提出があった団体が2ということでございます。

この中で参考となる事例ということで、形式審査で指摘があった報告書の事例ということで、まずマニュアルで示された記載例によらずに、全く任意の様式により作成されていたものがあったということ。また、あて名が政治団体の名称の略称になっていたとか、国会議員関係政治団体の名称以外のものとなっていたものが見受けられたというもの。また、

監査人名が自署でないとか、押印がされていないものが見受けられた。領収書等の亡失があるにもかかわらず、亡失等一覧表を添付していないものがあった。そもそも監査報告の提出義務を知らない団体があったということで、形式審査でこのようなことがあったということで、都道府県選管から報告が来てございます。

また、主たる事務所以外で監査を実施した場合の理由が明確でないものが見受けられたとか、政治資金監査報告書における指摘はないけれども、収支報告書に記載されている支出に係る領収書や徴難明細書等の添付漏れがあるものもあった。領収書等の写しの編纂が整理されておらず、政治資金監査を適正に実施したか疑問なものが見受けられたという御指摘が来ております。

B-1、委員限り資料でございますけれども、より詳しく内容を取りまとめておりますので、御覧いただきたいと思っております。

Q1についてでございますが、これについては形式審査の段階において、収支報告書上の「支出」に関する箇所について、不備等を指摘する事項はあったかどうかということで、「あった」とする県が46ということでございまして、ほとんどの県が「あった」ということでございます。

その分析をいたしてございますが、表側に制度導入前との比較で「収支報告書の間違いがほとんど変わらない」「若干減っている」「格段に減っている」「不明」という形でさせていただいて、表頭で不備を指摘した団体の割合ということで表をつくってございます。残念ながら不備を指摘した政治団体の割合が7から9割で、制度導入前とほとんど変わっていないところが一番多いというのがちょっと残念なところでございますが、このような選挙管理委員会からの回答ぶりとなっております。これは感覚的な答えを求めていますので、実数を調べればもうちょっと変わった形になるのかもしれませんが、感覚的にこういうことを感じているということでございます。

Q2でございますが、形式審査の段階で監査報告書について問題があったかどうか。「なかった」という団体が6、「あった」という団体が41ということで、この「あった」の中の内訳については、その他以外のところは先ほど公表資料で書いたものでございます。その他の項目のところは下のその他の主な内容に書いてございますが、「年の途中で設立された団体で監査対象期間が誤っているものがあった」ですとか、「適用条文が誤っているものがあった」。また、次のページにわたりまして、「5万円以上の支出しか記載していなかったんだけど、監査報告書で適正だということが記述されていた」というもの、また、

「監査報告書の日付が宣誓書よりも後の日付になっていたものがあった」という御指摘がございました。

次にQ3でございます。領収書等の写し等の提出に関して、問題と思われる事例はあったかということで、45団体が「あった」ということで、「添付すべき領収書や徴難明細書、支出目的書の添付漏れがあった」。また、「編纂が杜撰で各支出との対応関係がわかりにくいものがあった」という御指摘。

その他といたしまして、主な事例として下に書いてございますが、「領収書等の3事項の記載に不備のあるもの」とか、「収支報告書の記載事項と領収書等の記載事項が一致していないものがあった」「収支報告書に記載のない支出に係る領収書等の写しが添付されているものがあった」「あて名が記載されていないもの、あて名が国会議員関係政治団体以外の名称が記載されているものがあった」ですとか、「複写が薄く、判読できないもの」ですとか、また、「領収書等亡失等一覧表が添付されておらず、領収書等が全て保存されていたとして監査報告書が添付されていたにもかかわらず、少額請求の写しの提出命令を受けて、領収書等をなくしたと申し出る政治団体があった」とか、「金額を間違えていたことが判明し、訂正を求める団体があった」という事例がございました。

次にQ4でございます。政治資金監査を主たる事務所以外で実施したとされるもので、マニュアルに掲げた2例以外の理由が記載されていたものがあったかということで問うています。これについては19団体が「あった」ということで、傾向といたしましては、理由については総務大臣分と同じような形で出てきてございます。理由記載がちょっと甘いところがありますので、そうしたところを徹底しなければならないと思います。

Q5でございます。記載例(3)で政治資金監査報告書の提出があった団体のうち、記載例(3)の(別記)の3例以外の記載があったかということについて聞いておりますが、3団体が「あった」としております。主な事例として、別添として徴難明細書をつけた事例、また指導内容を書いた事例がございました。

Q6で監査マニュアルで示している記載事項以外の事項が監査報告書に記載されていたものについて聞いておりますが、「あった」としたものが1県ありました。これについては調べてみますと、支出がゼロの団体がございますので、前回の12月の委員会で支出がゼロの団体について、マニュアルで必ずしも明確になっていない部分の見解を出していただいて、明確化していただきましたので、それを徹底していかなければならないと思っております。

その他としてQ7でございますけれども、マニュアルで示している徴難事由以外の事情が記載されたものが9県あったということで、「紛失した」とか、「目的欄がなくて書いてない」とか、「印字が薄い、支出内容が確認できないため」と書いてあったとか、「政務調査報告に原本を提出したため」と書いてあったとかいう記載がございました。

Q8の政治資金監査に関しての問い合わせがあったかなかったか。14団体が「あった」ということで回答を寄せておまして、内容については政治資金監査の制度についてのお問い合わせ、また登録者はだれなんだとか、斡旋はしてくれないかというようなお問い合わせ、また業務制限の該当性や収支報告書の具体的な記載内容についての問い合わせ、収支がない団体での政治資金監査の必要性を問うもの、支出が少額で数万円をかけて政治資金監査を行う必要があるのかといった問いかけ、要旨公表後の監査報告書の訂正方法についての問い合わせ、政治資金監査の費用についての問い合わせ、具体の支出についての適法か違法かの問い合わせ、コンビニの振込受領証の扱い、1件の支出の取扱いといった項目が問い合わせ項目として挙げられてきております。

問いのQ9でございます。政治資金監査に関して、その他問題となった事例はということでございます。まず、主な内容として、「登録政治資金監査人である者が自ら会計責任者を務める政治団体の監査を実施した」ということで、これは法律違反ということになりますので、出し直していただいたというふうにお伺いしております。「亡失一覧表に記載の支出について、収支報告書提出後に領収書が発見された場合の政治資金監査について」のお問い合わせ。また、「収支報告書訂正時の監査報告書の取扱いについて」、複数の監査人に監査を依頼したけれども、拒否されたということで、提出できないという申し出があったという事例、収支報告書をきちんと完成させずに出してきた団体があったんですが、政治資金監査報告書では適正だということで報告がされていた事例、登録政治資金監査人が窓口で収支報告書を提出して、その場で訂正していたという事例とか、いろいろ問題事例の報告があつてございます。

問いの10でございます。アドバイスや改善を促したい点ということで御意見を伺ってございます。各種書いてございますが、いろいろ記載ミスとかがあるので、それについて形式審査の負担もなかなか軽減されていない、よく指導してほしいという内容でございます。

それを受けての対応案として用意させていただいておりますけれども、政治資金監査報告書の記載についてということですが、①報告書の記載誤りが結構多いということで、多

くの選管から御指摘を受けておりますので、それを踏まえて適正に行われるように機会を捉え周知徹底する必要があるとさせていただきます。

また、②の主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載についても、異なる場所で行う場合については理由を明確に記載することが必要でありますので、その点をもっと徹底を図っていく。また、異なる場所でやる場合の可否の判断についても適正にやっていただきたいということを徹底したいと思っております。

③収支報告書訂正に当たっての監査報告書の取扱いについての問い合わせもあっていますが、これについては前回の12月の委員会で見解を出していただきましたので、その見解の周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

④の監査報告書の記載誤り等の訂正の問い合わせについても、12月の委員会で見解を示していただいておりますので、それを機会を捉えて周知を図る必要があるというふうにさせていただきます。

⑤として収支報告書提出後の収支報告書の訂正を伴わない事情変更による政治資金監査報告書の内容の変更についてということで問い合わせがあっております。先ほどの亡失等一覧表がついていたんだけど、その支出について領収書が出てきたと言ってきた事例で、政治資金監査報告書を直したいという事例がございます。これについては今まで取扱いを示しておりませんでしたので、政治資金監査に関するQ&Aを示して周知を図ることとしたらどうだろうかと考えております。

2番でございます。①政治資金監査報告書における指摘がないにもかかわらず、記載不備や収支報告書との不一致があるということ、また②誤字・脱字、計算誤り等があるということでございます。これについては多くの委員会から直してほしいという要望があっているところでございますので、その徹底をしていきたいと考えます。

③でございます。徴難明細書の記載内容についても徴難事由以外のものが記載されているという御指摘が多くありますので、それについても徹底をしていきたいと考えています。

8ページ、3領収書等の整理についてということで、領収書や徴難明細書等の添付忘れですとか、領収書等の編纂について不備があるといった事例が報告されております。監査の実効性・適正性も疑われるということも言われておりますので、監査人からも会計責任者に対し適正に行うように、また行いやすいように指導していく、助言していくことが必要かなということで、その旨を周知していきたいと考えております。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。

牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】 今の御説明で、資料2というのは本日公表する資料でしょうか。

【村手参事官】 はい。

【牧之内委員】 全体で提出が3,403ということになりますと、未提出というのは40件ほどということですか。未提出は選管分、総務大臣分、どういう状況になっているのかということと未提出のものに対してどういう対応をしているかということと、未提出が現にあるということはこの調査結果の中、このペーパーだけでは全くわかりませんが、それはこのままでいいのかどうかということについて。

【上田委員長】 政治資金課長、お願いします。

【松崎政治資金課長】 私、手元の方に数字を持ってないんですけども、国会議員関係政治団体でも収支報告書の未提出はございます。引退された方ですとか、そういうところについて、国会議員関係政治団体の中でも提出されないものがございます。したがって、提出率自体が100%になってない。90幾つぐらいでしたかね。

【高橋収支公開室長】 そうですね。90超えているぐらいです。

【松崎政治資金課長】 それで、その未提出の団体に対しましては、当然、国会議員関係政治団体以外も含めて、私どもは未提出であることを選管を通じて連絡を入れたいということで、提出を促すことはやっております。定期公表に間に合わなくて提出されたものについては、形式審査が終了すれば幾つかまとめて、さらに追加での公表ということは引き続きやってまいります。

以上でございます。

【上田委員長】 毎年、この未提出というのは必ず発生するわけですか。

【松崎政治資金課長】 国会議員関係政治団体に限らず、総務大臣分で提出率が85%でございまして、全体としては4,000団体弱でしたか。うちの15%ほどは収支報告書が提出されない。それで、提出されないのが2年続きますと解散団体扱いになって、それ以降、政治活動はその団体はできないというのが法律の規定になっております。

【上田委員長】 収支公開室長。

【高橋収支公開室長】 補足ですが、国会議員関係政治団体につきましては、先ほど申し上げましたように90何%で、85%という数字よりはるかに上になっております。し

かしながら、どうしても出てこない団体が数十団体あるということでございます。

【上田委員長】 牧之内委員、よろしゅうございますか。

【牧之内委員】 委員の皆様方の御感触、御意見をお聞きしたいんですけども、要するに国会議員関係政治団体ということで特定して、その団体に限って監査報告を監査してもらうという制度ができたわけで、一般の政治団体であれば幽霊団体ということがあって、提出率が低いというのはわかる面もあるんですけども、国会議員関係政治団体でなお収支報告の提出がないというのはどういう理由でないのかということが納得できるんならばいいんですけども、そうじゃなくて、ただ単に出さない、それから、さっきみたいにちゃんと監査をしてくれる人が見つからなかったと、これはあり得ないので、ちょっとした努力をすれば、監査人はむしろ数が多いわけですから。だから、そういう団体を何も警鐘を鳴らさずに置いていいのかどうかという問題ですけど。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 国会議員関係政治団体について、総務大臣分で統計をとってみると、先ほど収支公開室長からも御報告があったとおり、一般の政治団体に比べて見てみれば、意識が大分変わって、高くなってきているのかなということも見てとれるわけです。一方で、今までの政治団体と同様に、周知徹底に努めても出していない政治団体があるわけですけども、法律上、先ほど政治資金課長から御説明があったとおり、会計責任者は提出義務違反ということで、それについての罰則が用意されている。また、政治団体につきましても2年、収支報告書を提出されなければ、それについては政治活動にかかわる寄附を受けること、また支出することはできないことになりますので、そういうことに陥らないように周知徹底を図っていくことが必要ということかなと思いますけれども。

【上田委員長】 政治資金課長、お願いします。

【松崎政治資金課長】 私ども実務としましては、国会議員関係政治団体についてはその他の政治団体とは異なって、より督促を重ねるとか、提出を促すようにはいたしました。私ども、できれば、極力100にしたいという思いで取組んだわけですけども、実際、未提出の団体を幾つか見てみますと、そもそも現職の国会議員ではない、あるいは引退した方でもなかったりすると、立候補するに当たって政治団体は、当然立候補すれば国会議員関係政治団体になるんですが、残念ながら落選した方の場合には、もはやその時点で、本来であれば解散手続をとるかしていただかなきゃならないわけですが、実質的にそのまま動いてないとか、そういったこともあって、当然そこに連絡を繰り返し行って促すわ

けですが、そういう団体にとっては出さなければいけないというインセンティブは、先ほど参事官からもありましたように、罰則は当然あるわけですがけれども、出さないと活動ができなくなるとか、そういうのがなかなか働かないという状況がございます。現職の方で提出してないものはございません。

【上田委員長】 牧之内委員、何か。

【牧之内委員】 今のような状況であれば納得です。今後、政治活動を続ける意思がないような団体が出してこないというのでは、実質的に問題はクリアではないですけれども、問題意識は小さいと思いますので。

【上田委員長】 小見山委員、お願いします。

【小見山委員】 今、牧之内委員から政治団体自体のことで御指摘があったんですが、この問題は登録政治資金監査人の問題が非常に大きくて、ちょっとがっかりしたところが幾つかありまして、まず質問したいのは資料2が要約されているわけです。これはB-1の資料の要約版なんですけど、一番下のところの言葉もこの中に入れるべきなんじゃないでしょうか。3つ〇が書いてある一番下のところには、政治資金監査を適正に実施したかどうか疑問だということも入っているんですが、実際にこれを書くべきなのかどうかということをお我々の中から出すべきかどうか、そこが質問事項の1つです。まず、そこから。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 政治資金監査報告書自体の問題点ではなくて、都道府県選管が収支報告書について今まで形式審査をしていて、大分苦労していたんですけども、政治資金監査が入って、そういう労力が相当減るんじゃないかという期待値があったと思うんですが、そこが大分期待と相違しているということでいろいろ御指摘をいただいておりますので、そういったことで生のところをある程度支障がないといいますか、ある程度要約してここに載せているんですけども、そのところの影響度等を判断しながらちょっとこの書きぶりを変えるとか、そもそもそこについて公表資料としては考え直すことがあり得るかなと思います。

【小見山委員】 それはぜひ一度考えていただきたい。というのは、この法律にのっとると、19条の30のところでお我々委員会には指導したり助言を行わなくちゃいかん、そういうことをやっていかななくちゃいけないことになっております。その中に今までずっといろいろなことで積み重ねてきたものが、自分たちの方から疑問だという言い方は避けた方がよろしいんじゃないかなとちょっと思いました。それをちょっとお願いします。

【上田委員長】 事務局長、お願いします。

【江村事務局長】 このまとめ方、表現がちょっとあれでございますけれども、ここに書いてありますのは本委員会の判断というよりも、選管がこうやってきたというものを並べたものでございますので、この意見がどちらのものかというのも今わからない書き方になっておりますので、先ほどの表現自体の内容等を含めまして、ここに書いてあるのは選管がやってきたことだというのがちょっとわかりにくいので、表現も工夫したいと思いません。

【小見山委員】 それはそういうことでちょっと御検討をしていただくと。

もう一つは、B-1の資料にまいりますと、この中に非常につらい言葉がたくさん書いてあるんです。これは彼らの声でございまして、極端な言い方をすると、本当にこれは監査してないんじゃないかというのがたくさんこの中にあるわけです。

ましてや、それは監査してないじゃなくて、その前に、監査人自体がこの政治資金監査の内容、もしくは目的、やるべきことを知っているんですかということがたくさんこの中に入っております。それに対する対策としては、別途説明会を開いてもう一度御説明させていただくということなんですが、その人が出てくるかどうかもわからないということがございます。これは、責任は士業3団体と、こちらの委員会にあるわけですが、少なくとも私は、お許しいただける範囲で、私どもの会計士の業界に関しては、きちんともう一回やり直させることはしなくちゃいけないなど。

それにはこういうことがあったということをおある程度書きながら出したいんですが、出せる範囲と出せない範囲がありますので、文言は非常に抽象的な表現になりますが、基本からちょっと疑問視できるようなものがかなり出てきたので、それについては今後気をつけてくれという形で会員あてに出させていただきたいという要望が1つです。

それから、これは今後、まだまだ来年、再来年ずっと続いていく制度でございまして、その中でこの委員会のあり方についての御提案ですが、実は公認会計士協会というのは自主規制団体でございまして、自主規制というのは公認会計士の会員たちがやった監査の中でいろいろな疑問があるのをピックアップして、私どもで本人を呼びつけて、すべてチェックするというをやっております。それは報道でいただいたものもあれば、いろいろな情報をいただいてやるものでございますが、強制力はございません。したがって、会員と協会との間の信頼関係のもとで情報を全部開示していただきながら、我々の方で自主的に会員を指導していくということをやっているものがございます。

実際にこういうふうなことが出てきますと、このことが続けば制度自体の根幹にも関係してくるので、何らかしらのですね、ただ単なる説明会でよろしいのかなということがあるんですが、その辺は皆さんどういうふうに思っているかだけちょっとお聞きしたくて発言させていただきました。

【上田委員長】 では、まず参事官の方から。

【村手参事官】 ありがたい御指摘をいただきまして、どのように周知を図っていくかということで、今年度からフォローアップ説明会を開催させていただいて、それなりの数の方が受けていただいているという現状はありますが、先ほど小見山委員から御指摘のとおり、来ない人もいてということもございますので、より周知を図るためには御提案いただいたような士業団体の皆さんの御協力も得ながら、どこまでのことができるのかといったことも一方で研究させていただけたらなとも思います。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 今、御議論いただいたところを含めて3点ですが、まず1点目は、御説明のところで都道府県選管において楽になると思ったんだけどもという意見が多数見られたという御説明をいただいたんですが、私はこういった認識に対しては違和感を感じる。政治資金監査制度というのは別に都道府県選管を楽にさせるためにつくったものではないので、これは領収書、支出の実在性を担保するためなのであって、政治資金監査が行われたからといって、都道府県選管が楽になるという認識を持たれては困る。そのところは都道府県選管にも御理解をいただく必要はあるだろうと思います。

2つ目は、政治資金監査報告書に関しても杜撰なものというか、ミスが見受けられたということで、それに対する対応策として、今後、周知徹底を図っていくということがあったんですが、もう一つは、確定申告するときと同じように、チェックリストをつくっていただく。政治資金監査を行う際のチェックリストはあるんですけども、最後にそれを出すときにちゃんと自分でサインしましたかとか、判こを押しましたかとか、そういうチェックリストをつくっていただくだけでも、かなり形式的なミスが多いという結果がありましたから、未然に防げる部分は多いのではないかと思います。

3点目は、小見山委員御指摘であります、まさに御指摘のとおり、全体としてはこういった杜撰な事例は決して多くないとは思いますが、そういった事例が大きく報道等されることによって政治資金監査制度そのものを揺るがすことになるのは、当委員会にとってだけでなく、日本の政治にとっても非常にマイナスであると思いますので、今

後、建議等の可能性も含めて、そのような杜撰な政治資金監査を行った登録政治資金監査人に対する指導であるのか、サンクションであるのか、そういった制度をどういうふうにかえるのかということは、次期の委員の方に考えていただく事項になり得るのかなと思います。

【上田委員長】 今、谷口委員がおっしゃいましたけれども、私、その前にふと考えたのは、誤りやすいというか、言い方はなるべく上品にした方がいいと思うんですけれども、事柄ということで、チェックリストみたいなものを登録監査人の方に、あるいは研修を受けた監査人の方に配布して、さらに意識の向上を図った方がいいんじゃないかと思うんです。小見山委員の発言にもつながりますけれども、こんな問題点がありましたと聞き置くだけではちょっとまずいので、これはどういう改善をするかということをやっと考えた方がいいんじゃないかと思います。参事官、いかがですか。

【村手参事官】 3点御指摘いただきました。

まず、チェックリストについては、今、監査に関するチェックリストは、御指摘のようにあるんですが、報告書で最後に照らし合わせるとか、もうちょっと検討の余地はあるかなと思いました。それについても検討させていただきたいと思います。

それから、都道府県選管が楽になる話ですけれども、都道府県選管からよく言われるのが合計が合っていないとか、検算もしていないと。一応マニュアルでは検算をしてきちんと合わせることになっているんじゃないとか、そんなレベルなので、目的は支出の実在性担保ですけれども、なかなかそこが合っていないという、都道府県側からの生の声を一応載せさせていただいたということでございます。

【村手参事官】 杜撰な監査を行った方に対するサンクションと申しますか、どのように対応するかについては、法律的なことややるのかどうかも含めまして、今後検討すべき事項かなと思いますので、また今後の課題とさせていただきます。

先ほどちょっと御指摘いただきました公表資料で、委員会の意見か、都道府県選管の意見かわからないということだったのでございましたので、下の3つの上に1つ〇をつけまして、都道府県選管から寄せられた意見の事例とかにちょっとさせていただいて、下の3つの〇を・にさせていただいてという形で公表資料を直させていただいたらと思います。

【江村事務局長】 一番最後の整理されていなかったというところでとどめて、意見のポイントをお聞きしたということにさせていただいて、写しの編纂が行われていなかったとか、整理されていなかったとか、そこは事実の指摘でとどめたいと思います。

【村手参事官】 では、まず・に直させていただいて、整理されていないものが見受けられたという形で整理をさせていただきたいと思います。具体的には委員長と後で相談をさせていただいて、発表させていただきたいと思います。

【上田委員長】 ほかに何かございますでしょうか。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 委員限りの資料のB-1ですが、クエスチョンの6でマニュアル以外の事項が記載されていたものは「あった」というのが1県ですよね。1県というのは1都道府県の1県ですね。主な事例が幾つも並んでいますが、この1県だけで同じ例がいっぱい出てきていたということではないですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 その1県についての監査の結果に書かれていたところが具体的に出てきていましたので、そこを具体的に書いたものです。

【江村事務局長】 福岡県選管が。

【上田委員長】 ほかに何かございますか。

よろしゅうございますか。

では、この議題につきましては御了承いただいたということで進めたいと思いますが、先ほどの公表資料の修正点につきましては私に一任させていただきたいと思います。

次に、第3の議題の政治資金監査に関するQ&Aについての説明を事務局にお願いします。

参事官、お願いします。

【村手参事官】 先ほど都道府県選管から意見が出てきた項目にありましたことに対してQ&Aで対応した方がいいという事例がございましたので、それについて資料を用意させていただきました。問いについては、亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書が再発行されたということで、収支報告書を提出した後の事情変更によって報告書自体には変更がないんですが、支出の内容を証する書面に変更が出るということで、政治資金監査報告書の内容を変えさせてくれという事例でございます。

回答といたしまして、お尋ねの場合は、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないので、政治資金監査報告書を訂正することはできませんが、政治資金監査を受けた収支報告書の訂正の場合に準じて、登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えありません。なお、当該確認は、事

情変更後の支出全体の状況について、登録政治資金監査人が通常の政治資金監査に準じた方法により行い、その結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成して、国会議員関係政治団体に報告することが適当ということで、12月の収支報告書の訂正に係る取扱いに準じた形でということで記述をしました。

また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となります、とさせていただきます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

(「なし」の声あり)

【上田委員長】 よろしゅうございますか。

では、これにつきましては御了承いただいたということで、次に進みたいと思います。

次に、第4の議題の登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について、説明を参事官にお願いします。

【村手参事官】 資料4でございます。登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況ということで毎回御報告している内容でございます。1月21日付登録分までの登録者数ということで3,853人でございます。

2ページ目が研修の実施状況でございます。23年1月21日現在ということで、修了者数が3,735名でございます。

フォローアップ説明会の実施状況を3ページに掲げております。先ほど御報告しましたように、966名の参加をみているということでございます。

資料5でございます。フォローアップ説明会を今年度、新規事業として実施いたしました。その実施状況と参加者のアンケート結果ということで、資料をまとめさせていただいております。計10回フォローアップ説明会を行いました。各士業団体からも御参加いただきまして、実施することができました。参加者の数は先ほどございましたが、966名ということで、予想以上の参加を得たということでございます。士業の別、また、うち監査に携わった者の数、監査実施割合ということで率を掲げていますが、監査を実施した方が実際にやるに際して、フォローアップ研修を受けて確認をしたいという事例が比較的多

いのかなということがうかがわれます。

2の各説明事項に対する評価ということで、「参考になった」が多く、ありがたい評価を受けております。

次のページに主な意見を掲げております。開催回数や場所については、今後も定期的に、出席しやすいように近くのところで回数を増やしてやってほしいという御要望が寄せられております。聴講しての感想としても、参考になったということで、前向きな感想が多かったところがございます。今後の要望といたしましては、直接質疑に応じてもらいたいとか、より多くの事例をとか、また公選法等の関係法令や収支報告書の記載方法に関して教えてほしいですとか、監査報酬の実態を調査してほしいとかいう御意見がございました。その他の意見についてもここに並べております。

委員限り資料のCでございますけれども、これを踏まえて来年度、23年度の政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施（案）について御議論いただければと思っております。目的については今年と同じで、対象者といたしましては研修を修了した登録政治資金監査人ということで、新たに都道府県選管の事務局職員の任意聴講も検討しようと思っております。参加費は無料で、スケジュールといたしましては政治資金監査が行われる1月から5月を除きまして、6月から12月に2週間に1回程度を目途といたしましてやっていったらと考えております。23年3月の次回の委員会で実施計画という形でとりまとめられたらと思っております。

裏面に説明内容についてということで、1番に、先ほど述べました出席者のアンケートの要望事項を掲げております。これを踏まえて、説明事項の候補案ということで用意させていただきました。

まずは21年分の収支報告が初めて政治資金監査を受けて出てきたわけで、それについて御報告をするのかなと。また、初めて出てきました政治資金監査報告書の記載内容についての調査をしましたので、それについて御報告すると、そこで明らかになりました留意すべき事項といったものを縷々ペーパーをまとめてきましたけれども、それについて周知徹底を図っていくことをさせていただければと思っております。

また、22年度の第5回委員会、12月の委員会でとりまとめたいただいた見解についても周知を図っていきたいと思っております。また、「個別監査指針」や「ヒアリング」に関する留意点についても調査を踏まえつつ行えたらと思っております。その他、用語等の解説とか、公選法の基礎知識ですとか、収支報告の記載内容の説明などもやっていき、マ

ニュアルの改定とか、Q&Aの追加とか、委員会の新見解の周知ということがあれば、その都度対応していくことにさせていただければと思っております。また、質疑についても時間を設けてやれたらなと思っております。

以上でございます。

【上田委員長】 何か御意見、御質問ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。こちらの話にも関連しますけれども、できるだけフォローアップ説明会に来てもらいたいという気持ちがあるんですけど。

本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして事務局から何かありますでしょうか。

【江村事務局長】 本日は朝早くから御参集いただきまして、熱心な御審議ありがとうございました。今日御検討いただきました政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についてのとりまとめの案でございますけれども、引き続き委員の皆様方から御意見を賜りまして、次回の委員会にお諮りし、公表等へつなげてまいりたいと考えています。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 そのほか事務局からありましたらお願いします。

参事官。

【村手参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後に総務省8階の会見室におきまして、事務局長からのブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配付させていただきます。先ほどの訂正についても委員長に了解いただいて、配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に週明けの1月31日の月曜日の夕方頃に確認の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【村手参事官】 次回の委員会については日程調整させていただいて、3月8日、火曜日の午後3時に開催させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 本日は熱心に御審議いただき、まことにありがとうございました。